

「補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金に係る納付業務支援システムの改修」に関する参加者の有無を差確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

平成22年5月26日

独立行政法人環境再生保全機構

契約担当職 理事

今井 辰



次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の趣旨

本業務については、国及び地方公共団体が住民に対する行政サービス向上の中で進める電子化の中で、関係県市区の事務負担の軽減や機構事務処理の効率化を目的に、システム開発、一部修正等を行い、機構の規定に基づいたワークフローを実現した画面数349、帳票数754に及ぶ大きなシステムである納付システムを安定的に運用するため、必要なサポートデスク、オンサイトにより、障害発生に対して本業務の履行開始日より、迅速かつ的確に対応できることが必要となります。

富士通株式会社（以下、「特定の者」という）は、平成17年度の再構築より本年度まで本システムの設計、開発及び保守管理を行っており、機構の業務とシステムに精通していることにより障害が発生した際に本業務の履行開始日より、迅速かつ的確に対応を行っています。

以上のことから、特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としていますが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合に当たっては、一般競争入札を実施する予定となります。

2. 業務概要

- (1) 業務名 : 補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金に係る納付業務支援システムの改修に関する業務
- (2) 業務内容 : 納付業務支援システムに一部機能を追加する為の改修作業
- (3) 履行期間 : 契約締結日から平成23年3月10日まで
ただし別添仕様書のとおり、下記機能のリリースは7月末、その他は12月末までに実施すること。
 - ・エラーチェックの強化
 - ・該当年度の事業実績報告への納付申請内容の複写

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 競争に参加する事ができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 契約の履行にあたり品質・数量について不正行為をした者、公正な競争の執行を妨げた者、公正な価値を害しもしくは不正な利益を得る為に連合した者等でその事実があった後2年を経過していない者
- ② 平成22、23及び24年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「情報処理」又は「その他」において「A」等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- ③ 受注者はISO27001、ISO9001、ISO14001を取得していること。

(2) 技術力に関する要件

- ① 追加機能の設計及び仕様精通する技術者を有していること。
- ② 富士通が制作した「納付システム」の設計・性能・機能・仕様・データベース等を十分理解していること。
- ③ 本仕様書に基づく機能改修のための技能、条件を有すること。
- ④ 既存のシステムにハレーションを起こさず障害に対応する為の現行システムに対する理解を有していること。

(3) 守秘性に関する要件

業務の実施により、直接又は間接に知り得た内容について、第三者に漏洩しない体制となっていること。なお、当該業務完了後においても同様とする。

(4) 業務実績に関する要件

官公庁又は独立行政法人等における各種電算処理システム（ソフトウェア）の導入業務の実績を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー
独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課 田名和也、宮西めぐ実
電話：044-520-9543 FAX：044-520-2133

(2) 説明会開催の有無

無し

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

- 1) 期限：平成22年6月4日 17時00分
- 2) 場所：4.(1)に同じ
- 3) 方法：持参、郵送（書留郵便に限る）又はFAX
- 4) 提出書類：
 - ・ 参加意思確認書（別添様式第1）
 - ・ 3. 応募要件を満たすことを証する書面
 - ・ 会社概要（会社概要が分かるパンフレットで代替可）※提出書類は返却いたしません。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：4.(1)に同じ。
- (3) 一般競争入札を行うことになった場合、その旨後日通知する。
- (4) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じ説明を実施すること。

